

○菰野町日中一時支援事業実施要綱

平成21年4月1日要綱第14号

改正

平成24年3月31日告示第20号

平成25年3月29日告示第23号

平成26年4月1日告示第13号

平成27年4月10日告示第28号

平成27年12月28日告示第61号

平成30年1月25日告示第1号

平成30年4月6日告示第28号

平成30年10月29日告示第54号

菰野町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 菰野町日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障がい児（者）（以下「障がい者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中における活動の場を確保し、家族等の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等の便宜を供与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、菰野町（以下「町」という。）とする。

2 菰野町長（以下「町長」という。）は、この事業を、適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として町に住所を有する障がい者等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、事業者が町長と協議し、特に支援が必要と認められる者についても事業を利用することができる。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする障がい者及び障がい児の保護者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の承認決定等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）又は地域生活支援事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第6条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による承認決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の承認決定を受けたとき。
- (3) その他町長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第7条 利用者等がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用者等負担額)

第8条 この事業を利用する利用者又は保護者（以下「利用者」という。）は、この事業に要する費用のうち1割を負担するものとし、指定事業者に支払う。

2 利用者負担上限月額を設けることとし、その上限額は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の例による。また、前項の負担額は、次に掲げる費用と合算することとする。

- (1) 介護給付費
- (2) 訓練等給付費
- (3) 菰野町移動支援事業実施要綱（平成18年要綱第26号）の規定による利用者負担額
- (4) 菰野町地域活動支援センター運営事業実施要綱（平成18年要綱第25号）の規定による利用者負担額
- (5) 菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス実施要綱（平成16年要綱第6号）の規定

による利用者負担額

3 前項の上限額の管理は、町長が必要と認める利用者については町長が決定した利用者負担額上限額管理事業所に行わせることができる。

(1) 上限額管理を行った場合、指定事業者は利用者1人当たり1,500円を上限額管理に要する費用として算定できる。ただし、自立支援給付で上限額管理を行うことができる場合は算定を認めない。

(2) 上限額管理事業所は、次の事業を行う事業所の順にいずれか一事業所を定める。

ア 移動支援事業所

イ 日中一時支援事業所

ウ 地域活動支援センター

エ 訪問入浴サービス事業所

(委託料)

第9条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表に掲げる費用から前条に規定する利用者等負担額を差し引いた金額を事業者に支払うものとする。

2 事業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月31日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第13号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日告示第28号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則 (平成27年12月28日告示第61号)

この告示は、平成28年1月1日より施行する。

附 則（平成30年1月25日告示第1号抄）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年4月6日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

区分	障がい児	区分3（重度）	区分2（中度）	区分1（軽度）
	障がい者	区分6、区分5	区分4、区分3	区分2、区分1
基本事業	4時間以上	6,170円	5,140円	4,110円
	4時間未満	3,090円	2,570円	2,060円
食事提供加算	1日につき1回		300円	
入浴加算	1日につき1回		500円	
送迎加算Ⅰ（4時間以上の場合のみ）	片道につき		210円	
送迎加算Ⅱ（4時間以上の場合のみ）	片道につき		100円	

（注1） 食事提供加算は、利用者又はその配偶者の市町村民税所得割の額が16万円未満（利用者が18歳未満の児童である場合は、市町村民税所得割の額が28万円未満の世帯）である場合に限る。

（注2） 送迎加算Ⅰは、厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268）一イに該当するものとして都道府県知事に届出を行った指定事業者若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者又は指定医療機関で、送迎を実施するものとして都道府県知事に届出を行ったものが算定できる。

（注3） 送迎加算Ⅱは、厚生労働大臣が定める送迎一ロに該当するものとして都道府県知事に届出を行った指定事業所が算定できる。